

# 企画競争説明書

業務名称：モンゴル国「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」社債市場アドバイザー業務

案件番号：19a00190000000

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年5月29日

独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2019年5月29日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称： モンゴル国「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」社債市場アドバイザー業務

(2) 業務内容： 「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款類型：

( ) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)： 2019年7月下旬～2019年11月下旬

## 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成31・32・33年度全省庁統一資格を有すること。

#### 【経過措置】

2019年4月1日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019年9月30日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成31・32・33年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

1) 平成28・29・30年度全省庁統一資格

2) 機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。

その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2019年6月5日（水） 12時

（２）提出先・場所：上記4. 窓口

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年6月11日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年6月14日（金） 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注1）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記4. 窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) MNT 1 = 0.042270 円
- b) US\$ 1 = 110.423000 円
- c) EUR 1 = 124.409000 円

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a) 業務主任者／社債市場アドバイザー

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数  
約 1.97 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格-最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年7月15日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力

- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に必要な契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。



### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：資本市場育成に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

業務主任者/社債市場アドバイザー

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/社債市場アドバイザー）】

- a) 類似業務の経験：債券市場育成のための技術支援、同政策対話に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者の補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人員の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

( ) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

モンゴル国「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」社債市場アドバイザー業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	13.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	13.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(60.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/社債市場アドバイザー	(60.00)	( )
ア) 類似業務の経験	40.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( )	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



### 第3 業務仕様書案

#### 1. プロジェクトの背景

モンゴルは鉱物資源開発に伴う資本流入や石炭・銅の国際市況を追い風に、近年高い成長を達成している。同国政府はマクロ経済運営の安定化に向け 2013 年に財政安定化法を施行し、構造的財政収支を GDP 比マイナス 2%以内、公的債務残高を GDP 比 40%以内に抑えることを掲げた。また、今後の経済発展を支えるインフラ整備のための資金調達を目的に、2012 年 11 月には初の国債を発行するなど、独自の資金調達を進めている。

しかし、モンゴル経済における懸念材料として、歳入面での鉱物資源開発収入への過度な依存構造や、企業の資金調達の銀行借入一本化が指摘されている。特に後者に関し、長期的な資金調達の観点からは銀行借入や国債のみならず、設備投資等のための社債発行が進んでいくことが一般的であるが、同国では銀行の資本市場における圧倒的なシェアを背景に、債券市場、特に社債が商品として着目されてこなかった経緯がある。こうした背景もあり、社債関連の規制・監督体制もいまだ十分とは言えない状況である。今後、同国経済を安定的な成長軌道に乗せる上では、資本市場の安定性や持続的な発展が不可欠であり、投資家層の拡大も視野に入れた資金調達手段の多様化が必要である。特に、新規株式公開を通じた資金調達が増加傾向にある中、債券についての対応が急務である。

同国において、資本市場を含む非銀行セクター（証券、保険、マイクロファイナンス等）を監督する金融監督委員会（Financial Regulatory Commission、以下 FRC）が 2006 年に設立され、適切な監督実施のための人材育成、組織強化、制度設計等、徐々に体制が確立されつつあるが、社債のような新たな金融商品に対する知見・経験が不足しており、支援が必要な状況である。なお、2013 年 5 月に改正（2014 年 1 月施行）された新証券市場法や、2018 年に策定された「金融改革計画 2025」の下では、FRC が社債についても監督・規制のルール策定や実施体制の強化を実施することとなっている。

以上の状況を踏まえ、JICA は FRC に対する技術支援を決定し、2019 年 3 月より「資本市場規制・監督能力向上プロジェクトフェーズ 2」を開始した。本プロジェクトでは、モンゴル資本市場における資金調達手段の多様化及び同市場の持続的発展の一環として、社債に関する規制・監督の整備や関係者の能力向上を行い、社債に対する信頼性・認知度向上を目指している。

#### 2. プロジェクトの概要

##### (1) 上位目標

モンゴルの資本市場が持続的に成長し、資金調達手段が多様化する。

##### (2) プロジェクト目標

規制・監督の枠組み整備や関係者の能力向上を通じ、社債に対する信頼性・認知度が向上する。

(指標) 以下のいずれかが確認される。

①社債による調達金額が増加する。②主要な調査機関等による金融新興市場の信用格付／調査結果が向上する。

(3) 成果

1. 「金融改革計画 2025」に対応する形で、モンゴル社債市場発展のための政策及び必要条件が特定される。
2. 信用格付会社及び私募債向け OTC 取引の規制枠組みが改善される。
3. 私募債を含む社債を通じた資金調達に対する一般の認識が高まる。

(4) 活動

- 1-1. 社債の現状及び展望をレビューする調査が実施される。
- 1-2. 活動 1-1 の調査結果をもとに、レビュー・ペーパー及びアクション・プランを含めた政策提言がまとめられる。
- 1-3. ステークホルダー向けの成果共有会が開催される。
- 2-1. 信用格付会社に関する短期セミナー及び能力強化のためのセッションが開催される。
- 2-2. 既存の公募債に関するルールがレビューされる。
- 2-3. 私募債向け OTC 取引の枠組みがレビュー、もしくは活動 1-2 に基づき改良される。
- 3-1. 成果 1 及び 2 の結果をもとに、広報ツール（パンフレット、テキストブック等）のコンテンツが特定される。
- 3-2. 広報ツールのコンテンツ案が作成される。
- 3-3. ツール共有会が開催される。

(5) プロジェクトサイト／対象地域名

ウランバートル市

(6) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：FRC 職員

最終受益者：モンゴル社債市場関係者

(7) 事業スケジュール（協力期間）

2019 年 3 月～2022 年 2 月（計 3 年間）

(8) 相手国実施機関

金融監督委員会

3. 業務の目的

本業務は、「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ 2」のうち、成果 1 にかかる業務を実施し、期待される成果を発現し、プロジェクト目標の達成に部分的に資することを目的とする。



#### 4. 業務の範囲

本業務は、2018年11月15日にJICAとFRCが署名・締結したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」の枠内で、「3. 業務の目的」のとおり成果1の達成に向け、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成し、モンゴル国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

#### 5. 実施方針及び留意事項

##### (1) 業務実施体制

本業務は「業務主任者／社債市場アドバイザー」「国内市場分析／業務調整」の2名体制を想定している。

「業務主任者／社債市場アドバイザー」は主に現地での業務を想定しており、社債市場調査の実施業務主任者、調査結果の分析、C/P に対する助言・技術指導、具体的な提言内容の検討等、広範囲かつ高度な業務が求められる。そのため、アジア地域における債券市場育成の業務経験のみならず、債券市場、とりわけ社債市場育成に係る政策対話が可能なレベルの高度な知見・経験を有し、国際機関における実務経験を有することが望ましい。

「国内市場分析／業務調整」は主に国内での業務とし、(モンゴル市場との比較という観点からの) 国内社債市場概要の取りまとめや各種調整業務への従事を想定している。

##### (2) ローカルコンサルタントとの協働

別途、JICA モンゴル事務所が現地のローカルコンサルタントチームを備上し、本年3月より、社債市場分析に必要な基礎情報の収集を開始している。ローカルコンサルタントチームが収集している情報は6.(2)に記載の調査項目に加え以下を含む。

- モンゴルにおける金融セクター概要
- 今後10年間の経済成長のために必要とされる社債の規模感
- 発行済み社債の概要(社名、業種、発行目的)
- 社債発行の制約要因 等

コンサルタントはローカルコンサルタントチームの業務結果や成果を踏まえ、本業務の調査内容を取りまとめること。

##### (3) 現地セミナーの開催

社債市場調査結果、同調査分析に基づく具体的な政策提言の共有等を目的とし、第3次現地派遣時にモンゴル政府関係者、資本市場関係者を招き現地セミナーを開催予定である。コンサルタントはC/P及びJICAと事前によく相談し、セミナー構成、資料等の準備を行い、当日の発表を行う。なお、会場準備や関係者の選定・連絡等のアレンジはJICA及びC/Pが

行うため、コンサルタントは適切な関係者が選定されるよう適宜助言を行うこと（会場費等セミナーに係る諸経費は JICA 及び C/P にて負担するため、見積もりに含まない）。

#### （４）現地業務日程

第 1 次及び第 2 次現地渡航について、7 月中旬から 8 月下旬まで C/P 期間を含むモンゴル政府官庁職員や資本市場関係者の多くが休暇に入るため、同期間を避けて提案すること。

### 6. 業務の内容

コンサルタントは、「2. プロジェクトの概要」に示したプロジェクト目標を踏まえ、成果 1 を達成するため、調査・分析を通じた政策提言（具体的な活動案を踏む）を行う。調査にあたっては、別途備上している現地コンサルタントチームと協働し、適切な調査実施、C/P 等への助言を行い、C/P が将来的な社債市場育成のロードマップを描けるよう工夫して業務を行うこと。

コンサルタントは、以下を参考に現地業務と国内業務について効率的かつ効果的な作業工程・方法をプロポーザルにて提案すること。

具体的な業務内容は以下のとおり。

#### （１）国内準備期間（2019 年 7 月下旬～8 月中旬：2 週間程度）

- ①既存の JICA 及び他ドナー報告書、モンゴル政府作成の関連報告書等を参照し、社債を含むモンゴル債券市場の現状と課題を把握する。
- ②JICA 産業開発・公共政策部及びモンゴル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ワークプランを作成し、JICA 産業開発・公共政策部による確認ののち提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する（C/P 機関には JICA 側より事前にワークプランを共有）。
- ④別途備上しているローカルコンサルタントが収集した基礎情報を確認し、以下の項目の中で現地派遣時に追加収集が必要な情報を整理・分析する。

- a. モンゴル社債市場成長のための要因分析
  - ・ 経済規模及び経済発展のポテンシャル
  - ・ 長期／短期債券及び民間企業、国営企業、住宅ローン等の私募債の発行需要
  - ・ 資本市場における銀行・ノンバンクの資金動員力
  - ・ 大企業及び国営企業関連の有力銀行の規模
- b. 成長阻害要因の特定
  - ・ 公募債及び私募債発行関連の法規制（特に会社法、証券市場法、印紙税関連税制）
  - ・ 請求順位に係る枠組み（特に破産法や会社法）や情報公開に伴う投資家保護
  - ・ 証券会社、株式仲買人、投資銀行等からなる仲介業者

- ・ 保険会社、投資信託、年金基金等からなる機関投資家層
- ・ 債券（国債・社債）投資及び発行に係る銀行業規制
- ・ プロ市場
- ・ 格付会社
- ・ 信用保証メカニズム及び保険会社の役割

（２）第１次現地業務期間（２０１９年８月下旬：１週間程度）

- ①現地業務開始時に JICA モンゴル事務所、C/P 機関にワークプランを説明する。
- ②FRC や大蔵省、市場関係者からモンゴル社債市場にかかる調査を実施し、債券市場、特に社債に係る政策実施状況を把握する。国内作業期間に整理した情報を踏まえ、必要な追加情報収集・分析を行う。なお、調査項目は「（１）国内準備期間」に記載のとおり。

（３）第１次国内整理期間

活動進捗報告書（No.1）を JICA 産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

（４）第２次国内準備期間

第２次派遣にかかるワークプランを作成、産業開発・公共政策部による確認の後提出する。併せて、モンゴル事務所にもデータを送付する（C/P 機関には JICA 側より事前にワークプランを共有）。

（５）第２次現地派遣期間（２０１９年９月中：２週間程度）

- ①現地業務開始時に JICA モンゴル事務所、C/P 機関にワークプランを説明する。
- ②収集情報をもとに以下の観点から分析を行う。

- a. モンゴル社債市場の全体像
- b. 発行者
- c. 投資家層
- d. 法規制
- e. プロ市場と仲介業者

③②で分析した結果をもとに、政策提言の内容と具体的な活動案を検討し、C/P と相談する。

④現地業務完了に際し、現地業務結果を C/P 機関に報告する。

⑤JICA モンゴル事務所に現地業務結果を報告し、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（６）第２次国内整理期間

活動進捗報告書（No. 2）を JICA 産業開発・公共政策部に提出し、報告する。

### (7) 第3次国内準備期間

第3次現地渡航時に開催する現地セミナーで使用する資料（パワーポイント等）を作成し、ドラフトを産業開発・公共政策部に提出する（C/P 機関には JICA 側より事前にワークプランを共有）。

### (8) 第3次現地派遣期間（2019年10月中旬）

- ①現地業務開始時に、JICA モンゴル事務所、C/P 機関にセミナー資料（案）を説明する。
- ②C/P、主要関係者等を招いたセミナーを開催し、調査結果、社債市場育成のための政策提言、C/P が進めるべき活動案を共有する。また、参加者からのコメント等を得る。
- ③JICA モンゴル事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

### (9) 第3次国内整理期間

上記（8）の現地セミナー結果を踏まえ、専門家業務完了報告書を JICA 産業開発・公共政策部に提出し、監督職員に報告する。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書・技術協力作成資料等は以下のとおり。

レポート名	提出時期	部数など
ワークプラン - 第1次派遣 - 第2次派遣 - 第3次派遣	2019年8月上旬 2019年9月上旬 2019年10月上旬	和文・英文・モンゴル語各2部、同電子データ
活動進捗報告書 - No. 1 - No. 2	2019年8月下旬 2019年9月下旬	和文・英文（電子データのみ） （※第3次派遣結果は専門家業務完了報告書に含めるものとする。）
専門家業務完了報告書	2019年11月13日	和文・英文・モンゴル語各2部、同電子データ

報告書等は全て簡易製本とする。報告書等の印刷の仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照すること。各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

#### ① ワークプラン

業務の概要（背景・経緯・目的）  
業務実施の基本方針  
業務の具体的方法  
業務実施体制  
要員計画  
その他必要事項

② 活動進捗報告書

当期活動概要  
現地調査結果概要（※調査進捗や収集情報からの分析結果等のポイントを示すこと。）  
国内社債市場概要（※No.2のみ）  
次期活動計画（※No.2では、第3次派遣時に実施するセミナー構成及び同資料案についても提案すること。）  
C/Pに対する提言案  
その他必要事項

③ 専門家業務完了報告書

業務の概要（背景・経緯・目的）  
活動内容、成果  
達成状況  
具体的成果品リスト  
その他、所定の様式に則り記載

(2) 技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料を上記「第7条 報告書等（1）報告書」で指定する言語で業務完了報告書に添付する形で提出する。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

今月の進捗、来月の計画、当面の課題  
業務従事者の従事計画／実績表

(4) 報告書作成にあたっての留意点

① 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英

文等の外国語についてもネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。

- ② 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。
- ③ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

#### (5) 収集資料

業務終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式を提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2019年7月下旬より業務開始し、2019年11月下旬の終了を予定している。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

##### (1) 業務量の目途

合計：2.42M/M

##### (2) 業務従事者の構成

本プロジェクトには、下記の分野を担当する専門家の配置を想定している。コンサルタントは業務内容を踏まえ、適切な配置をプロポーザルで提案すること。

なお、格付けについては以下を目安とし、以下の格付けを超えた提案は認めない。

- 1) 業務主任者／社債市場アドバイザー（1号）（評価対象業務従事者）
- 2) 国内社債市場アドバイザー／業務調整（4号）

#### 3. 相手国の便宜供与

##### (1) オフィススペースの提供

#### 4. 配布資料及び貸与資料

本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部より配布します。

- ・「モンゴル資本市場規制・監督能力向上プロジェクト フェーズ2」R/D（写）

【連絡先】JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

緒方 枝里奈 03-5226-6916 / [Ogata.Erina@jica.go.jp](mailto:Ogata.Erina@jica.go.jp)

#### 5. 機材の調達

本業務において機材調達を想定していない。

#### 6. 現地再委託

本業務において現地再委託は想定していない。

#### 7. その他留意事項

##### (1) 安全管理

コンサルタントは、現地作業期間中、安全管理に十分留意する。当地の治安状況についてはJICA事務所、在モンゴル日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICA事務所と随時連絡が取れる体制とし、特に地方部にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制を

プロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(2) 不正腐敗防止

「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定する。

以上